

久喜市保育所等入所選考基準の見直し(案)について

(令和7年4月入所以降適用)

子ども未来部保育課

現行の保育所等入所選考基準については、平成30年度に改定を行っておりますが、テレワークなどの働き方の変化や保護者の疾病など保育を必要とする事由の多様化にともない、考慮すべき事項が出てきたことから、現行の入所選考基準の見直しを行うものです。

1 入所選考基準の運用について

保育所等の入所は、入所申請の際に提出いただく勤務証明書等の内容により、「久喜市保育所等入所選考基準表」に基づき、指数化して利用調整を行い、入所児童を決定しています。

入所選考基準は、保育を必要とする事由による「基準指数」と、家庭状況などによる「調整指数」により構成され、「基準指数」と「調整指数」の合計により、利用調整を行います。

2 入所選考基準の見直し(案)について

見直しを行う項目は次の9項目です。

- (1) 就労区分について(見直し)
- (2) 就労時間の表記について(見直し)
- (3) 疾病の区分・指数について(見直し)
- (4) 市内の保育施設等で看護師として勤務する場合の加点について(追加)
- (5) 申込児童が障がい児又は医療的ケア児と認められる場合の加点について(追加)
- (6) 保育年齢が2・3歳までの保育所を卒園後、引き続き他の保育施設を希望する場合について(見直し)
- (7) 申込時点で児童の世帯に保育料の滞納がある場合について(表記の変更)
- (8) 管外受託の減点について(見直し)
- (9) 給与支払額が0円の場合について(見直し)

3 入所選考基準見直し(案)の 具体的な内容等について

(1)就労区分について(見直し)

現行	見直し後	見直しの考え方
就労を「外勤 自営 農業」と「内職」に区分し、それぞれで指数を決定	「外勤 自営 農業」と「内職」の区分を廃止し、同一区分で指数を決定	国通知では、居宅内・居宅外で就労における指数に差異をつけることは好ましくないとされており、就労時間及び日数で区分し、指数を決定する。

(2)就労時間の表記について(見直し)

現行	見直し後	見直しの考え方
就労時間を日間単位で表記	就労時間を月間単位で表記	就労証明書の記載が月間単位となっており表記を合わせるため変更する。

(3)疾病の区分・指数について(見直し)

現行	見直し後	見直しの考え方
疾病:6区分 指数:10点、9点、7点、6点、4点、3点 入院(おおむね1か月以上の入院)	疾病:4区分 指数:10点、8点、6点 1か月(30日)以上の入院(入院予定の場合も含む)	就労と疾病の指数に開きがあるため、疾病の区分と指数を見直し、区分については診断書の内容に合わせ、指数については、障がい区分の指数に合わせた。入院の日数が不明確のため、明確にした。

現行		見直し後	
保護者の状況	指数	保護者の状況	指数
入院(おおむね1か月以上の入院)	10	1か月(30日)以上の入院(入院予定の場合も含む)	10
常時病臥・感染症・難病	10	保育が非常に困難な状況で、早急に育児の援助が必要である	10
通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	9	育児が難しい場合が多く、継続的な育児の援助が望まれる	8
週3回以上の通院を常態	7	概ね育児は可能だが、一部育児の援助が望まれる	6
週1から2回の通院を常態	6		
月2回以上の通院を常態	4		
通院が常態ではないが、医師が「育児の援助が望まれる」と判断した場合	3		

(4)市内の保育施設等で看護師として勤務する場合の加点について(追加)

調整指数〔番号2〕

現行	見直し後	見直しの考え方
市内の保育施設等で保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員として勤務する場合	市内保育施設等で保育士等(保育士、幼稚園教諭・保育教諭・看護師、准看護師の有資格者)とし勤務、又は市内放課後児童クラブで放課後児童支援員として勤務する場合 ※市内保育施設等とは、認可保育所・地域型保育施設・認定こども園・幼稚園	医療的ケア児の受入を可能とするため、保育所等を市内の保育施設で看護師、准看護師として勤務する場合についても3点加点する。 市内保育施設の対象施設の明確化、保育教諭を追加

(5)申込児童が障がい又は医療的ケア児と認められる場合の加点について(追加)

調整指数〔番号12〕

現行	見直し後	見直しの考え方
無し	申込児童が障がい児又は医療的ケア児、かつ集団保育が可能な場合(診断書又は手帳の写し添付) 1点	医療的ケア児を含め、障がいのある児童が、受入可能な保育所等に入所しやすくするため加点する。 加点は、県内の自治体の加点割合をみると就労(10点)の点数の1割を加点している自治体が多いことから1点とする。

(6)保育年齢が2・3歳までの保育所を卒園後、引き続き他の保育施設を希望する場合について(見直し) 調整指数〔番号16〕

現行	見直し後	見直しの考え方
保育年齢が2・3歳までの保育所を卒園後、引き続き他の保育施設を希望する場合 →運用として分園も適用	保育年齢が2・3歳までの保育所を卒園後、引き続き他の保育施設を希望する場合 →※「番号16については、分園は対象外とする」の文言を追加	児童が保育年齢が2・3歳までの保育所を卒園後、引き続き他の保育施設を希望する場合、安心して、預け続けられる体制を整えるため、加点している。 運用として分園も適用していたが、分園の児童は、本園に進級できることから、加点の対象外とする。

(7) 申込時点で児童の世帯に保育料の滞納がある場合について(表記の変更)
調整指数[番号20]

現行	見直し後	見直しの考え方
児童の世帯に保育料の滞納があり、特別な理由なく納付の督促等に応じない場合	申込時点で児童の世帯に保育料の滞納がある場合 ※分納誓約等で計画的に納付している場合は除く	特別な理由なく納付の督促等に応じない滞納世帯については、減点対象としていたが、運用として分納誓約等をしている世帯は減点対象としていない。 分納誓約等をしていても計画的に納付していない世帯もあることから、公平性の観点から、「分納誓約等で計画的に納付している場合は除く」という文言を追加し、分納誓約等で計画的に納付していない場合は、減点対象とする。

(8) 管外受託の減点について(見直し) 調整指数

調整指数	現行	見直し後	見直しの考え方
市外に住民登録があり(転入予定を除く)、勤務地が市内の場合 ※調整指数・番号2に該当する場合は、本項目を適用しない。	-6	指数削除 ※「市内在住の申請者(転入者も含む)を選考した後に、市外在住で勤務地が市内の申請者を選考する。」の文言を追加 ※「調整指数番号2に該当する申請者は、市内在住者と同様に選考する。」の文言を追加	市内に住民登録がある世帯を優先させるため、選考順を変更する。

(9) 給与支払額が0円の場合(見直し) 調整指数

調整指数	現 行	見直し後	見直しの考え方
給与支払額が0円の場合(育児休業期間中を除く)	-4	指数削除	令和5年度より国指定の就労証明書を使用しており、給与支払額の記載欄がないため、今後は、就労の日数、時間のみで指数を判定する。 令和5年度は給与支払額が0円で減点を適用した事例はない。給与支払額が0円の場合は就労ではなく疾病等、別の内容の指数としている。